〔滋賀大生のための判例入門(2)〕芸能人養成スクールの入学時諸費用不返還条項と消費者契約法9条1号(東京高判令和5・4・18)

能登真規子
Makiko Noto
滋賀大学 経済学部 / 教授

第一審：東京地判令和3年6月10日判時2513号24頁、判タ1503号154頁
（一部認容、一部棄却）
控訴審：東京高判令和5年4月18日判タ1522号94頁、消費者法ニュース140号239頁
（原判決変更）
上告審：最二小判令和6年3月15日
（上告棄却、上告不受理）

I はじめに

民法は契約自由の原則を採用しており、契約内容は原則として当事者の合意に委ねられている（民法521条）。しかし、現実の取引では、事業者と消費者との間には情報の量・質や交渉力に格差が存在し、消費者が契約条項の内容を十分に理解しないまま契約を締結することも少なくない。

このような格差を是正し、消費者を保護するために制定されたのが消費者契約法である。同法は、不当な勧誘による契約の取消しや、消費者の利益を一方的に害する契約条項の無効を定めることにより、消費者の利益を擁護するとともに、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展に資することを目的としている。

本件では、芸能人養成スクールの学則中の「退学又は除籍処分の際、既に納入している入学時諸費用は返還しない」とする条項が、消費者契約法9条1号の規制対象となるか、より具体的には、同条が無効とする「平均的な損害の額」を超える部分が存在するかが争われた。

本件に関連して想起されるのは、学納金返還請求事件として知られる最高裁判決（最二小判平成18・11・27民集60巻9号3437頁等）である。同判決は、大学入学金について「入学し得る地位を取得するための対価」との法的性質を認めたが、こ

れを芸能人養成スクールの入学時諸費用にも及ぼすことができるかが問われた。第一審はこれを一定程度肯定したが、控訴審は否定した。なお、上告審では上告棄却・上告不受理となり、控訴審判決が確定した。

以下では、事実の概要と判旨を紹介した上で、特に学納金返還請求事件との比較を踏まえながら、本判決(控訴審)の意義について検討する。

なお、本件と最も関係の深い本学経済学部の開講科目は「債権法」である。

Ⅱ 事実

X(一審原告、特定非営利活動法人消費者機構日本)は、適格消費者団体として、芸能人養成スクール(以下「本件スクール」という。)を運営するY(一審被告、株式会社)に対し、学則中の「退学又は除籍処分の際、既に納入している入学時諸費用を返還しない」とする条項(以下「本件不返還条項」という。)が消費者契約法9条1号に違反するとして、同法12条3項に基づき、本件不返還条項の使用の差止め、契約書等の破棄及び従業員への周知措置を求めた。

本件スクールでは、俳優、歌手、声優等を養成する複数のコースが設置され、普通科の就学期間は1年間とされていた。受講生(12歳以上の男女)は本件スクール認定プロダクションの推薦を受け、入学時に38万円の入学時諸費用及び1か月分の月謝3万円を支払うものとされていた。本件不返還条項は、控訴審係属中の令和3年3月、Yにより「入学時オリエンテーション実施日から起算して8日を経過した後に退学又は除籍となった場合には、入学時諸費用を返還しない」と改訂された。

本件スクールの入学希望者は、Yグループに所属して芸能活動を行うことを希望する者を対象とするオーディションを経て入学する仕組みであり、オーディションに最終合格した者の多くは、Yグループのマネジメント会社との間でマネジメント契約を締結し、芸能活動を同社が管理する体制の下で、本件スクールに入学することが求められていた。もっとも、本件スクールに入学する受講生の大半は、ごくわずかな芸能活動の経験しか有しない者又は全く芸能活動の経験を有しない者であった。

また、本件スクールの入学者数に定員はなく、年間の入学者数は約1500人ないし2000人であり、直近決算期における入学者数は1983人であった。1年間の就学期間を修了する受講生は全入学者の半数程度であり、本件スクール在学中又は卒業後に自身の名を示して俳優等の活動に従事できる者は一部の受講生に限られていた。

オーディション募集のウェブページには、未経験者へのバックアップ体制があることや必要に応じてレッスンを勧めることがある旨、オーディション参加費用は一切かからない旨が記載されていた一方、本件スクールの入学にかかる費用についての記載はなかった。

本件スクールに関しては、平成26年4月1日から平成30年4月30日までの間に、全国の消費生活センターに対し、オーディション合格者から、レッスンの解約や支払済み金員の返金等に関する相談が59件寄せられていた。

Xは、平成29年以降、Yに対して本件不返還条項の削除等を求める申入れを複数回行ったが、Yがこれに応じなかったため、平成30年5月、本訴を提起した。

本件の主な争点は、(1)Yが不特定かつ多数の消費者との間で本件不返還条項を含む消費者契約を締結するおそれがあるか、(2)本件不返還条項が消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定

又は違約金条項に当たるか、(3)入学時諸費用のうち消費者契約法9条1号にいう「平均的な損害」を超える部分が存在するか、であった。

第一審（東京地判令和3・6・10）[1]は、本件スクールへの入学し得る地位を取得するための対価として12万円を認め、さらに平均的な損害を1万円と認定した。その結果、入学時諸費用38万円のうち13万円までは返還不要であるが、それを超えて返還しないとする部分は消費者契約法9条1号に違反するとして、13万円を超える部分について差止め等を認容した。これに対し、X、Y双方が敗訴部分を不服として控訴した。

Ⅲ 判旨

原判決変更。控訴審（東京高判令和5・4・18）[2]は、以下の理由により、退学又は除籍処分の際に既納の入学時諸費用について7万円を超えて返還しない旨の意思表示の差止め、契約書等の表示の破棄及び従業員への周知徹底措置を命じた。

1 芸能人養成スクールの受講生は消費者か（争点1）

本件不返還条項を含むスクール受講契約が消費者契約法の適用を受ける契約でなければ、認定消費者団体による不当条項の使用差止請求（法12条3項）の対象にはならない。裁判所は、まず、本件受講契約が消費者契約法の適用対象となるかを検討した。

その結果、「本件スクールの受講生の一部に芸能活動を行っている者がいるとしても、その大半は事業と評価できるような芸能活動を行っているとは認められず、受講生が本件マネジメント契約を締結したからといって、芸能活動に関して実質を伴うものとは認め難く、これにより開業意思を明らかにしたと認めることもできない。したがって、本件受講契約につき消費者契約法の適用を否定することはでき」ないとした。

また、本件スクールへの推薦を受ける者は毎年4000～5000人に及び、受講生も年間約2000人に達することから、本件受講契約は不特定かつ多数の消費者との間で締結される契約に当たり、Yには今後も同種契約を締結するおそれがあるとした。

2 本件不返還条項は損害賠償額予定条項又は違約金条項に当たるか（争点2）

裁判所は、第一審と異なり、本件スクールの入学時諸費用について「入学し得る地位を取得するための対価」であることを否定した。その理由として、①本件スクールには法令上の規制や所轄官庁の監督がなく、「法令による規制や所轄官庁の監督等が行われている大学と同列に論ずることはでき」ないこと、②芸能活動を行うために本件スクールへの入学が不可欠とはいえず、他の芸能人養成スクール等との併願も予定されていないため、受講生が本件スクールへの入学資格を維持するために特別の対価を支払う必要性は認め難いこと、③入学時諸費用38万円が1年間の月謝総額36万円を上回っており、「入学し得る地位を取得するための対価として著しく高額」であることを挙げた。

そのうえで、本件不返還条項は、本件受講契約が解除された場合に本来返還されるべき金員をYが取得することを定めるものであり、「本件受講契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定め」に当たると判示した。

3 平均的な損害の額（争点3）

裁判所は、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」とは、「当該事業者が締結する多数の同種契約事案について類型的に考察した場合に算定

1）大澤彩・リマークス68号30頁（東京地判令和3・6・10）、谷本誠司・銀行法務21 887号69頁（東京地判令和3・6・10）、谷本誠司・銀行法務21 896号75頁（東京地判令和3・6・10）

2）髙嶌英弘・現代消費者法 62号84頁（東京高判令和5・4・18）、深川裕佳・法学セミナー829号（69巻2号）98-99頁（東京高判令和5・4・18）

される平均的な損害の額」であり、本件では解除との相当因果関係を有する損害に限られるとした。

また、受講生の入学に伴いYが本件受講契約上の義務を履行するために支出した必要経費は、解除後も受講生に負担を求めることが正当化されるため、「平均的な損害」に含まれるとした。具体的には、F社に対する業務委託費用（1万5000円）、劇団Gに対する業務委託費用（2万円）、宣材写真撮影委託費用（2516円）、教材費（595円）、入学に伴う人件費（2万4556円）を平均的な損害として認めた。これに対し、C社に対する手数料、賃料、光熱費、ローン会社への保証金及び履行利益（月謝相当額）は、本件受講契約の解除との相当因果関係を欠くとして平均的な損害から除外した。

以上から、裁判所は、本件受講契約の解除に伴う平均的な損害は7万円を超えないとし、本件不返還条項のうち入学時諸費用38万円について7万円を超えて返還しない部分は、消費者契約法9条1号により無効であると判示した。

Ⅳ 解説

1 判例を読む

附属図書館のウェブサイトから利用できるWestlawでは、有斐閣オンライン・データベースの『判例百選』や『法律学小辞典』を参照できる。たとえば、「判例」という語を検索すると「広義には過去に下された裁判をいうが、狭義にはそれらに含まれる原則のうち、現在拘束力をもつものをいう。」と説明されている（2文目以降は省略）。法律用語は日常用語と異なる意味で用いられることも少なくない。判例を読む際には、まず基本概念や用語を辞典で確認する習慣を身に付けたい。

今回、取り上げた事件については、私たちは、第一審である東京地方裁判所の判決文と控訴審の東京高等裁判所の判決文を読むことができる。これらは広い意味における判例である。裁判例とも呼ばれる。また、同時に、既に言及した最高裁判所の判決（最判平成18・11・27民集60巻9号3437頁）は、先例として尊重され、その後の裁判実務における判断の基準となるという意味で、狭義の判例として位置づけることができる。

もっとも、判例は単に結論だけを切り取って覚えればよいというものではない。裁判所は現実に生じた具体的な紛争を解決するために判断を示しているのであり、判例を読む場合には、どのような事実関係の下で、どのような理由からその結論に至ったのかを理解することが重要である。

2 先例

本件を理解する上では、大学の学納金返還請求事件に関する最高裁判決（最二小判平成18・11・27民集60巻9号3437頁）が重要な先例となる。同判決は、大学と学生との間の在学契約における入学金及び授業料等の法的性質を区別して判断した。

まず、入学金については、その額が不相当に高額であるなど他の性質を有するものと認められる特段の事情がない限り、「学生が当該大学に入学し得る地位を取得するための対価としての性質」を有するとともに、「大学が合格者を学生として受け入れるための事務手続等に要する費用」に充てられるものとした。そのため、その後に在学契約が解除され、又は失効したとしても、大学は入学金を返還する義務を負わないとした。

これに対し、授業料等は、在学契約に基づく教育役務の対価であり、学生が大学に入学する前に在学契約が解除された場合には、大学がこれを取得する法律上の根拠を欠くとした。そして、「不返還特約のうち授業料等に関する部分は、在学

契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定め」に当たり、消費者契約法9条1号の適用対象となると判示した。さらに、大学については、原則として入学年度が始まる4月1日までは学生が入学することが客観的に確実とはいえず、3月31日までに解除された場合には大学に「平均的な損害」は生じないとして、授業料等の不返還特約は全部無効となるとされている。

この考え方は、その後、鍼灸学校への入学予定者が、所定の期限までに入学金、授業料等及び寄付金を納付した後、入学前に入学を辞退して学生納付金等の返還を求めた事件（最二判平成18・12・22裁判集民222号721頁）においても用いられた。同判決は、鍼灸学校についても、法令上の規制や資格取得との結び付きなどを踏まえ、学生納付金（入学金及び授業料等）の性質及びその不返還特約の性質及び効力等について、大学における場合と基本的に異なるところはないと判断した[3)]。

本件では、大学及び鍼灸学校について認められた「入学し得る地位を取得するための対価」という法理が、芸能人養成スクールにも及ぶかが主要な争点となった。

3　芸能人養成スクールの入学時諸費用は何の対価か

本件の入学時諸費用は38万円であったが、これはどのような法的性質を有する金員と理解すべきであろうか。

事業者であるYは、この金員は本件スクールに「入学し得る地位」を取得するための対価であり、一旦支払われれば返還する必要はないと主張した。これに対し、適格消費者団体であるXは、入学時諸費用は実質的にはレッスン等の役務提供の対価であり、退学後も返還しないとする条項は消費者契約法9条1号の規制対象になると主張した。

第一審は、本件スクールの入学時諸費用について、受講生としての地位を取得するための対価に当たる部分と、Yが提供する役務に対する実質的対価（月謝）に相当する部分とを区別した。そして、前者については、指導を受けることができる地位自体に一定の経済的価値があるとして返還不要とし、後者については、本件受講契約が解除された場合にはYが取得する根拠を欠くとして、消費者契約法9条1号が適用されるものとした。すなわち、38万円のうち12万円は受講生としての地位取得の対価、1万円は平均的な損害と認定し、13万円までは返還不要であると判断された。

これに対して、控訴審は、入学時諸費用全体について地位取得対価性を否定した。その理由として、①大学のような法令上の規制・監督が存在しないこと、②定員管理が行われていないこと、③芸能活動のために本件スクールへの入学が不可欠とはいえないこと、④入学時諸費用38万円が1年間の月謝総額36万円を上回ること等を挙げ、「大学と同列に論ずることはできない」と判示した。控訴審は、入学時諸費用全体について地位取得対価性を否定した上で、その中の各費目について個別に検討し、返還不要とできる範囲を判断した。ここで控訴審が重視したのは、学校という名称ではなく、その制度的基盤と、当該スクールに入学することの制度的必要性である。

4　消費者契約法9条1号と平均的損害

本件で問題となった消費者契約法9条1号は、事業者があらかじめ定めた違約金や損害賠償額の予定が、同種契約の解除に伴い事業者に生ずべき「平均的な損害」を超える場合には、その超過部分を無効とする規定である。

3）深川裕佳「外国語教育を掲げる認可外保育所（プリスクール）の利用契約の解除と授業料等不返還特約の効力」南山法学47巻3-4号(2024年)1-39頁(東京地判令和3・3・16)も参照。

ある人が半年間のうちに10回まで受講できる連続セミナーに12万円を支払ったが、たとえば、1回目を受講しただけで解約せざるを得ない事情が生じたとする。消費者と事業者との間で、「途中解約は認めない」「一旦納付された金員は、理由を問わず、返金しない」と合意していた場合であっても、同法9条1号に照らして、その金額が契約解除に伴う損害賠償として不当ではないかが問われることになる。

本件控訴審は、入学手続に直接必要な費用については「平均的な損害」に含まれるとした一方、広告宣伝費的性格を有する費用や賃料・光熱費、履行利益（月謝相当額）は平均的な損害には当たらないと判断した。その結果は、図1のとおりである。

5　本判決の意義

本判決の意義は、次の3点にまとめることができる。

第一に、本件スクールの受講生が消費者契約法上の「消費者」に当たることを認めた点である。芸能事務所とのマネジメント契約を締結していても、受講生の大半は事業として評価できる芸能活動を行っていないことを理由に、消費者契約法の適用を肯定した。

第二に、「入学し得る地位を取得するための対価」という法理の適用範囲を限定した点である。大学及び鍼灸学校では認められた「入学し得る地位を取得するための対価」という法理について、本判決は「大学と同列に論ずることはできない」として、芸能人養成スクールには及ばないと判断した。教育機関に支払われる金員であっても、当然に「地位取得対価」となるわけではなく、契約内容や制度的背景に即して法的性質を判断すべきことを示した点に、本判決の最大の意義がある。

第三に、消費者契約法9条1号の「平均的な損害」について、個々の費目ごとに具体的な判断を示した点である。本判決は、入学に直接必要な費用は平均的な損害として認める一方、C社に対する手数料、賃料・光熱費、ローン会社への保証金、履行利益（月謝相当額）等はこれに含まれないとし

（図1）

		第1審	控訴審
損害の内訳 ○含む ×含まない	C社に対する手数料	×	×
	F社に対する業務委託費用	×	○（15,000円）
	劇団Gに対する業務委託費用	×	○（20,000円）
	宣材写真撮影委託費用	○（2516円）	○（2516円）
	教材費	○（595円）	○（595円）
	入学に伴う人件費	×	○（24,556円）
	賃料、光熱費	×	×
	ローン会社に対する保証金	×	×
	履行利益（月謝相当額、月3万円）	×	×
平均的な損害（上記合計）		1万円	62,667円
地位を取得するための対価に相当する額		12万円	（認めず）
返還不要とされた金額		**13万円**	**7万円**

※控訴審は62,667円を認定した上で、「7万円を超えない」と判断した。

た。平均的損害の判断が、抽象的な一括評価ではなく、費目ごとの検討を通じて行われている点も注目される。

もっとも、大学入学金をめぐっては、近年、文部科学省も私立大学に対し、受験機会の多様化や教育費負担の軽減の観点から入学料負担の軽減を求めている[4]。大学入学金に関する判例法理は現在も維持されているものの、「入学し得る地位」の法的・経済的意義については、社会状況の変化も踏まえながら、今後さらに議論が深められることになろう。

4）文部科学省高等教育局私学部長「私立大学における入学料に係る学生の負担軽減等について（通知）」7文科高第491号（令和7年6月26日）https://www.mext.go.jp/content/20250626-mxt-sigakugy-000013858_1.pdf